平成２５年（フ）第４８９号
北九州市八幡西区藤原４丁目１番11号
ファーボ藤原101号
債務者　岩松　栄次
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目72番地
債務者　横松　秋枝
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８０号
青森県八戸市湊高台１丁目８番13号メゾン・セントポーリアＣ－２、前住所青森県八戸市大字湊町字新井田道23番地14
債務者　秋山　友絵
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
青森県八戸市大字櫛引字櫛引76番地３　ハイツ櫛引102、前住所青森県三戸郡五戸町字沢向８番地６　シルボンブリーズ１－Ｂ
債務者　大久保知佳
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２９８５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―812号
債務者　小倉　忠憲
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６４号
大阪市城東区成育４丁目29番12号　小山マンション301
債務者　押森　礼子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６５号
兵庫県川西市萩原台西１丁目256番地
債務者　押森喜代子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６６号
兵庫県川西市萩原台西１丁目256番地
債務者　押森　　要
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２８号
大阪市阿倍野区天王寺町南１丁目６番９号
債務者　稲本　敏夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９９号
大阪市西区境川１丁目４番21―501号
債務者　若林　好夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５０号
大阪市平野区平野西３丁目９番21号　コーポトキワ205
債務者　吉間　宣治
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１８号
大阪市港区波除３丁目９番６号　中元ビル602号
債務者　勝部　　毅
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―501号
債務者　小松　和江
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３４号
大阪府八尾市安中町９丁目５番12―20号
債務者　青山正一こと　朴　　鐘玉
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０９号
大阪府寝屋川市高宮新町３番１号　敷島第５マンション208号室
債務者　富吉　定行
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１４号
大阪市港区港晴２丁目１番Ａ－４号、前住所大阪市港区池島３丁目５番２―105号
債務者　安木　一文
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３２号
大阪市住吉区遠里小野２丁目14番４―406号
債務者　矢野奈津子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部